

年金生活者支援給付金制度のご案内



年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象

- ▽ 老齢基礎年金を受給している方で以下の要件を全て満たしている方
 - ✓ 65歳以上である
 - ✓ 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
 - ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- ▽ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で以下の要件を満たしている方
 - ✓ 前年の所得額が約462万円以下である

請求手続き方法

- ▽ 新たに年金生活者支援給付金を受け取る対象になる方
 - 日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが10月中旬頃から発送されます。
 - 同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了すると、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。
- ▽ 年金を受給し始める方
 - 年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

問い合わせ先

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、連絡してください。
ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165(ナビダイヤル)

～町内在住の公務員の方へ～



「子育て世帯への臨時特別給付金申請書(請求書)」の提出はお済みですか

給付金を受給するために、公務員の方は申請が必要です。所属庁から配布される申請書に必要事項を記入・押印の上、所属庁に提出し、「公務員児童手当受給状況証明欄」に証明を受けた上で、阿久比町子育て支援課へ郵送、または窓口へ11月10日(火)までに提出してください。内容や所得を審査後、指定された口座へ振り込みます。詳しくはホームページを確認してください。(http://www.town.agui.lg.jp/ka/rinjikyuhu.html)

提出・問い合わせ先 子育て支援課子育て支援係 ☎(48)1111(内1130)



「住民税1%町民予算枠制度」

令和3年度実施事業が採択されました



住民参画と協働のまちづくりを推進するため、皆さんからの「アイデア」や「想い」をカタチにする仕組み「住民税1%町民予算枠制度」。各事業の募集を行ったところ、9年目になる今年も「熱い想い」と「創意工夫」あふれる企画提案を多数いただきました。

審査委員会による書類審査と提案者・企画団体も参加した9月5日開催の公開ヒアリング審査を経て、採択事業が決定しました。採択事業については、最小の経費で最大の効果があげられるよう、内容を再度精査し、事業実施補助金の交付を行います。

各事業の進捗状況などは広報あぐい「みんなで協働推進ページ」で随時お知らせします。

わくわくアイデア事業

町民の皆さんからいただいた提案を事業担当課で調整・計画し、審査の結果、1事業が採択されました。採択された事業は令和3年度に町が実施します。

わくわくコラボ事業

町民活動団体の皆さんに企画いただいた10事業のうち、審査の結果、8事業が採択されました。採択された事業は、令和3年度に町民活動団体が実施し、町からは補助金が交付されます。

